

入国措置の一部変更

本3日、首相府は、入国措置の一部変更を次のとおり、発表しました。なお、グリーンに分類される日本からの入国者の措置に変更はありません。

- 12歳以下の子供は、PCR検査の受検を免除。
- チュニジア人及びその配偶者並びに在留外国人は、チュニジア入国前（オレンジ又はレッドの国にて）、PCR検査の受検が困難である場合、受検の必要はない（※当館注：保健省によると原則はPCR検査の陰性証明を要するため、個別に判断するとのこと）が、この場合、入国後、指定の場所（宿泊費自己負担）にて10日間の隔離となる。
- 強制隔離場所（指定ホテル）リストは、国外のチュニジア大使館、領事館HP、Facebook等で公開。
- 保健省から事前承認を得ている場合、PCR検査を免除可。
- レッドの国から入国する12歳未満の子供は、強制隔離に代わり、片方の親と共に自主隔離可。
- 感染危険度国別分類リストの更新がなされた場合、その翌日から該当措置が適用。
- リビア及びアルジェリアに足止めのチュニジア人の退避は徐々に行われる。

なお、出発前のPCR検査の受検時間については、昨2日の領事メールで出発120時間以内とお伝えした経緯はありますが、正しくは「出発の72時間以内またはチュニジア到着時間を起点に120時間以内に（出発地で）受検したもの」で変更ありません。

日本はグリーンに分類されているため、今のところ、陰性証明や入国後の隔離措置は求められません。なお、当局はトランジット国の分類は関係なく、出発地の国の分類によります。

これら入国に際しての措置は、新型コロナウイルスの感染状況により、急遽変更される可能性がありますので、引き続き最新の情報にご注意下さい。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年7月3日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417